

## 秋田県生活排水処理事業広域補完体制検討委員会設置要綱

### (目 的)

第1条 秋田県（以下「本県」という。）は生活排水処理事業の持続的な運営に向けて、脆弱化する県内自治体の事務を補完する体制（以下「補完体制」という。）の構築にあたり、各分野の専門的見地により公平で中立な検討を進めるため、「秋田県生活排水処理事業広域補完体制検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌するものとする。

- （１）補完体制が担う事務に関すること
- （２）本県に適した補完体制の組織形態に関すること
- （３）補完体制の運営計画に関すること

### (組 織)

第3条 委員会は、委員7名以内で組織する。

2 前項の委員は次に掲げる者の内から、秋田県建設部長が委嘱する。

- （１）学識経験者
- （２）下水道の普及組織
- （３）県内経済に知見ある者

### (役 員)

第4条 委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が委員長の職務を代理する。

### (運 営)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議の議長は、委員長が務める。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上の出席により成立する。
- 4 委員会の議事は、議長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 5 委員会が必要であると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見の陳述や資料の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第6条 委員は中立かつ誠実に検討を行わなければならない。

2 委員は、委員会で知り得た秘密や情報は外部に漏らしてはならない。ただし、本県及び委員会が公表した情報については、この限りでない。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、秋田県建設部下水道マネジメント推進課が事務局となり、これを処理する。

(意見聴取)

第8条 補完体制の制度設計に関する意見を聴取するため、県内市町村や県市町村担当部局の職員を当委員会へオブザーバーとして参加させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

(設置期間)

第10条 委員会の設置期間は令和5年3月末までとし、必要に応じて延長することができる。

付則 この要綱は令和3年7月21日から施行する。

【別紙】

委員の構成

| 氏 名     | 所 属            | 備 考             |
|---------|----------------|-----------------|
| 大 村 達 夫 | 東北大学 名誉教授      | 学識経験者（下水道に知見）   |
| 加 藤 裕 之 | 東北大学 特任教授      | 学識経験者（下水道行政に知見） |
| 齋 藤 勉   | 日本下水道協会 企画調査部長 | 下水道の普及組織        |
| 相 原 学   | 秋田経済研究所 専務理事所長 | 県内経済に知見         |
|         |                |                 |
|         |                |                 |